

# 助産所とうみ 災害対応マニュアル



令和6年12月作成

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <b>第1章 災害対策基本方針</b>      | 1 |
| 第1節 災害対応マニュアルの基本方針       | 1 |
| 第2節 分娩施設としての役割           | 1 |
| 第3節 災害時の分娩に対する考え方        | 1 |
| 第4節 立地的な災害危険             | 1 |
| <b>第2章 災害対策本部</b>        | 2 |
| 第1節 災害対策本部               | 2 |
| 第2節 災害対策本部の構成            | 2 |
| 第3節 災害レベルの周知             | 2 |
| 第4節 初動体制                 | 3 |
| 第5節 職員の緊急招集              | 3 |
| <b>第3章 職員の行動</b>         | 5 |
| 第1節 災害発生直後の対応            | 5 |
| 第2節 自主参集基準               | 5 |
| 第3節 緊急招集への準備             | 5 |
| 第4節 妊産褥婦への対応             | 5 |
| 第5節 傷病者発生時の対応            | 6 |
| 第6節 助産所の被害状況の確認          | 6 |
| 第7節 非常持ち出し物品の持ち出し        | 6 |
| <b>第4章 災害発生下での対応（全体）</b> | 7 |
| 第1節 業務継続計画に基づく休止業務の検討    | 7 |
| 第2節 火災発生時の対応             | 7 |
| 第3節 地震発生時の対応             | 7 |
| 第4節 洪水・土砂災害発生時の対応        | 7 |
| 第5節 台風接近時の対応             | 8 |
| 第6節 停電の対応                | 8 |
| 第7節 大規模感染症発生時の対応         | 8 |
| 第8節 上下水道の途絶時の対応          | 8 |
| 第9節 通信網の確保               | 8 |
| 第10節 消防用設備の作動時の対応        | 9 |

|            |                    |           |
|------------|--------------------|-----------|
| 第11節       | 患者避難対策             | 9         |
| 第12節       | トイレの確認             | 9         |
| <b>第5章</b> | <b>分娩中の産婦の避難</b>   | <b>10</b> |
| <b>第6章</b> | <b>アクションシート</b>    | <b>11</b> |
| <b>第7章</b> | <b>関係様式</b>        | <b>13</b> |
| 1          | 非常持ち出し物品           | 13        |
| 2          | 災害対策備蓄品            | 14        |
| 3          | 被害状況報告書（職場点検チェック表） | 15        |
| 4          | 被害状況報告書（負傷者記録）     | 16        |
| 5          | 自動火災報知設備 火災発生場所の確認 | 17        |
| 6          | 消防への通報             | 18        |
| 7          | 自動火災報知設備 音響の停止方法   | 19        |

## 第 1 章 災害対策基本方針

### 第 1 節 災害対応マニュアルの基本方針

本マニュアルは、地震等の自然災害や人的災害における初期の段階（おおむね 3 日間程度）の助産所とうみ（以下、助産所と言う。）の対応を示すものであり、入所している母子や妊産婦の安全確保を最優先にするとともに、事前準備等により被害を軽減し、助産所の機能を維持させることを目的とする。

### 第 2 節 分娩施設としての役割

助産所は地域における唯一の分娩施設（令和 6 年 10 月現在）であることから、被災時は隣接する医療機関、消防・警察・自衛隊等関係機関と協働し、早期の機能回復を図る。

また避難所生活が長期化した場合、市福祉部門と調整し、避難している母子への医療的支援も行う。

### 第 3 節 災害時の分娩に対する考え方

大規模災害発生時は助産所自体も被災して分娩施設としての機能が制限されることが予想され、限られた医療資源の中での業務となる可能性がある。

そのため、「助産所とうみ業務継続計画」（以下、「業務継続計画」と言う。）に定める非常時優先業務を遂行しながら助産所機能を維持し、早期の機能回復を図る。

また大規模災害の場合は、避難先の病院や避難所での分娩の可能性もあることから、日頃から助産技術の強化を図る。

### 第 4 節 立地的な災害危険

助産所の立地場所は「東御市避難所・災害ハザードマップ」（令和 4 年 3 月改正）において、洪水が発生した場合浸水深 3.0～5.0m（助産所 1 階部）の想定、及び土石流災害警戒区域（2 区域）に指定されている。

さらに、建物が所沢川に面しており、所沢川が増水した場合には護岸の崩壊危険があるため、大雨や台風接近の際には事前の情報収集を行い、災害対策本部と協議し早めに入所者の帰宅や病院への立ち退き避難を検討する。

## 第2章 災害対策本部

### 第1節 災害対策本部

助産所は東御市民病院（以下、病院と言う。）の敷地内に立地し、組織的にも病院の一部という位置付けがされている。

そのため、災害発生時は東御市民病院災害対策本部（以下、災害対策本部と言う。）に所長が本部員として加わり、情報収集、助産所の避難や業務継続等の決定に従い行動し、職員への情報発信も行う。

### 第2節 災害対策本部の構成

災害対策本部員の構成は、病院災害対策委員会規則に準じ災害対策委員会の構成員を下記の通り充てる。

| 役職名         | 病院役職      | 主な役割                 |
|-------------|-----------|----------------------|
| 本部長         | 院長        | 災害対策全般               |
| 副本部長        | 副院長       | 災害対策全般、本部長の補佐        |
| 総括、情報発出     | 事務長       | 災害対策本部の運営、関係機関との連絡調整 |
| 患者統括        | 内科部長      | 外来診療、入院患者の管理         |
| 救急診療統括      | 救急医療対策委員長 | 緊急診療体制の構築、運営         |
| 診療支援統括      | 看護部長      | 看護体制の再構築             |
| 診療材料、物品管理統括 | 診療技術部長    | 各検査機器や物品の管理          |
| 院内情報統括      | 医療事務部長    | 各種情報の集約              |
| 本部員         | みまき温泉診療所長 | みまき温泉診療所統括           |
| 本部員         | 助産所とうみ所長  | 助産所とうみ統括             |

### 第3節 災害レベルの周知

災害対策本部が決定した災害レベルを職員に周知させる。

- ・災害レベル（「東御市民病院災害対応マニュアル」から）

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| レベル 0 | 時間内は通常診療のまま、時間外は救急外来で対応可能<br>⇒平時の状況            |
| レベル 1 | 通常診療と救急外来のみだけでは対応不可能で、職員の応援が必要<br>⇒災害対策本部設置の検討 |

|       |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| レベル 2 | 外来診療の中止を検討、被災傷病者優先の対応と多くの職員の応援が必要<br>助産所から病院への避難を検討<br>⇒災害対策本部の設置、職員の参集、診療体制の一部変更が必要 |
| レベル 3 | 広域的、大規模な災害で全職員で長期間にわたり被災傷病者の対応が必要<br>助産所から病院への避難<br>⇒災害対策本部の設置、診療体制の全体変更が必要          |
| レベル 4 | 甚大な被害による診療不能<br>⇒病院避難                                                                |

#### 第4節 初動体制

- (1) 助産所に被害が及ぶような災害危険が発生した場合は、入所者及び職員の安全確認を行い、負傷者が発生した場合は救命活動を最優先にする。
- (2) 助産所の被害状況を確認し、災害対策本部に報告する。
- (3) 災害対策本部と連絡を取り迅速に災害情報を収集する。
- (4) 休日・夜間の場合は、夜勤者が入所者の安全確認をし、病院内の被害状況を確認、情報を収集し、病院病棟夜勤リーダーと所長に報告する。

#### 第5節 職員の緊急招集

所長は災害対策本部の決定どおり職員の召集を行う。

職員は、緊急招集がかかった場合でも災害により勤務先への参集が危険と思われる時は、所長に連絡し指示を受ける。

・ 職員の参集基準 (「東御市民病院災害対応マニュアル」から)

| 体制             | 設置及び参集基準                                                                      | 休日等の職員配備                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 事前体制<br>(レベル0) | ア 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、<br>暴風、暴風雪注意報発表時<br>イ その他院長が必要と認めた時                      | ア 部長職(災害対策本部員)は自宅待機<br>イ 庶務係、医事係は自宅待機      |
| 一次体制<br>(レベル0) | ア 市内に震度3の地震が発生した場合<br>イ 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、<br>暴風、暴風雪警報発表時<br>ウ その他院長が必要と認めた時 | ア 部長職以上の参集<br>イ 庶務係、医事係の参集<br>ウ 科長職以上は自宅待機 |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                    |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二次体制<br/>(レベル1)</p> | <p>ア 市内に震度4及び5弱の地震が発生した場合<br/>イ 土砂災害警戒情報が発表された場合<br/>ウ 市民に対し「警戒レベル3高齢者等避難」発令中<br/>エ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)または巨大地震注意発表時<br/>オ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「緊急事態」が発生した場合<br/>カ 住家被害が想定される災害発生時、院長が各科の連携が必要と認めた時</p>                                                            | <p>ア 科長職以上の参集<br/>イ 正職員は自宅待機<br/>ウ 病棟科、外来科、薬剤科、放射線科、検査科、臨床工学科、地域連携室で、科長が必要と認めた正職員及び会計年度任用職員の参集</p> |
| <p>三次体制<br/>(レベル2)</p> | <p>ア 市内に震度5強の地震が発生した場合<br/>イ 顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報が発表された場合<br/>ウ 市民に対し「警戒レベル4避難指示」発令時<br/>エ 噴火速報発表時<br/>オ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「敷地内緊急事態」が発生した場合<br/>カ 今後全部署での対応が必要と院長が認めた場合</p>                                                                              | <p>ア 自主参集基準に基づき、会計年度任用職員を含む全職員の参集<br/>イ 給食及び医療事務に関わる業務委託業者</p>                                     |
| <p>四次体制<br/>(レベル3)</p> | <p>ア 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合<br/>イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時<br/>ウ 噴火警戒レベル4(避難準備)以上発表時<br/>エ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態」が発生した場合<br/>オ 暴風、暴風雪、大雨(土砂災害、浸水害)、大雪特別警報発表時<br/>カ 市民に対し「警戒レベル5緊急安全確保」発令時<br/>キ 複数の住家被害及び死者が想定される大規模災害発生時、緊急初療体制(トリアージエリア)の対応が必要と院長が認めた場合</p> | <p>ア 自主参集基準に基づき、会計年度任用職員を含む全職員の参集<br/>イ 給食及び医療事務に関わる業務委託業者</p>                                     |

## 第3章 職員の行動

### 第1節 災害発生直後の対応

#### 1 勤務中での対応

職員は自分自身の安全を確保した後、周囲の人の安全確保や応急手当を行い、自部署に戻り被害状況の確認を行い、上席者の指示に従う。

#### 2 勤務時間外での対応

- ・職員は自分自身や家族の安全を確保し、二次的な被害を防ぐ
- ・緊急招集がかかった場合には、安全を確保した上で参集する
- ・緊急招集がかかった場合でも、家庭の被害や出勤に危険が伴う等で参集できない時は上席者に報告する
- ・自主参集基準に適合する場合は、上席者に報告した後、自部署に参集する

### 第2節 自主参集基準

次の場合は、緊急招集がかからなくても自主的に勤務部署に参集する。

- ・東御市で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・東御市で多数の傷病者発生が考えられる自然災害や人的災害が発生した場合  
ただし、夜間や道路交通網が寸断され安全が確保されない場合は、その旨を上席者に連絡して指示を仰ぐ。

### 第3節 緊急招集への準備

- ・職員は日頃から災害発生時の参集手段や経路等を考えておく
- ・特に大規模地震発生時の参集手段は、徒歩か自転車等にする
- ・災害時の連絡は電話回線の遮断を考慮し、SNSやクラウドを使った連絡網を確立しておく
- ・災害によっては勤務が長期になることもあるため、各自着替え等必要品を準備し緊急招集時に持参する

### 第4節 妊産褥婦への対応

- ・すべての入所者の安全確認を行う
- ・帰宅可能な妊産褥婦には帰宅を促す



- ・安否確認できない妊産褥婦が発生した場合は、リストアップし災害対策本部に報告する

## **第5節 傷病者発生時の対応**

- ・負傷者発生の場合は、可能な限り応急処置を行ってから、病院外来に搬送する
- ・負傷者情報を記録し、所長は「第7章 関連資料 4 被害状況報告書（負傷者記録）」を災害対策本部に提出する
- ・重傷、心肺停止状態等に対応困難な場合は速やかに院内緊急コールで病院からの救援を求める

## **第6節 助産所の被害状況の確認**

職員は助産所の被害状況を確認し、「第7章 関連資料 3 被害状況報告書（職場点検チェック表）」を所長に提出する。

## **第7節 非常持ち出し物品の持ち出し**

職員は入所者の避難誘導を行った後、助産所の被害状況を確認し、「第7章 関連資料 1 非常持ち出し品」にある物品の持ち出しも行う。

ただし危険が迫っている場合は、入所者や職員の避難を最優先にする。

## 第4章 災害発生下での対応（全体）

### 第1節 業務継続計画に基づく休止業務の検討

大規模な自然災害や人的災害は、多数の傷病者発生やインフラの途絶等の影響を助産所に与えることが考えらる。

災害発生時は、迅速に助産所内の被害状況や機器等の稼働状況を確認するとともに、病院と連携を取りながら災害の情報収集を行う。

助産所内に次のような被害が発生し通常業務の遂行ができない場合は、業務継続計画に基づく事業の一部休止等を災害対策本部で検討する。

- ・洪水や土砂災害の発生危険がある場合
- ・地震や火災等の発生により助産所機能が著しく低下した場合
- ・地震等による断水や下水道の復旧まで長期にわたる可能性がある場合
- ・その他長期の停電等で災害対策本部が通常業務の維持が困難と判断した場合

### 第2節 火災発生時の対応

- ・火災の大小に関わらず必ず 119 番通報するとともに、迅速に初期消火を行う
- ・助産所内の全員へ周知し、屋外及び市民病院への避難誘導を行う
- ・病院庶務係に火災発生を伝える
- ・詳細は「第6章 アクションシート」に示す

### 第3節 地震発生時の対応

- ・上部からの落下物やキャビネットの転倒等から身を守る
- ・入所者の安全を確認し、負傷者発生時は応急手当や処置を優先
- ・負傷者発生時は市民病院へ搬送する
- ・助産所とうみに被害が発生した場合は、東御市民病院災害対策本部への報告と、今後の対応の指示を受ける
- ・火災が発生した場合は、余震に注意し初期消火と入所者の避難誘導を行う
- ・平時から什器の転倒防止処置を施し被害の軽減を図る
- ・詳細は「第6章 アクションシート」に示す

### 第4節 洪水・土砂災害発生時の対応

- ・事前に気象情報等の収集に努め、災害対策本部と連絡体制をとる

- ・災害発生危険性が高くなった場合は、「要配慮者利用施設における避難確保計画」（以下、「避難確保計画」と言う。）による立ち退き避難を検討する
- ・浸水や土砂の流入が発生し、病院への避難が間に合わなかった場合は、2階への垂直避難をし関係機関（119番通報等）へ救助を求める

## **第5節 台風接近時の対応**

台風は勢力や予想進路等が事前に公表されるため、特に休日や夜間は所長と当直者での連絡体制を構築しておく。

また帰宅可能な妊娠褥婦については早期帰宅を勧める。

大雨等による浸水を想定し、検査機器等で移動ができるものについては、事前に2階に移動させ、屋外に出ている物品等は屋内に入れるか飛散防止を行う。

勤務時間外の職員はTV等の台風情報に留意し、連絡が取れるように心掛ける。

## **第6節 停電の対応**

- ・入所者の安全確保を最優先にする
- ・非常用発電により分娩中の停電にも対応可能
- ・停電時に使用できる電源（赤コンセント）が限られるため計画的に使用する

## **第7節 大規模感染症発生時の対応**

助産所内で大規模な感染症が発生した場合は、「東御市民病院感染対策マニュアル」に示された対応手順に従う。

## **第8節 上下水道の途絶時の対応**

- ・分娩や入所者への影響を調査し災害対策本部に報告する
- ・テープや表示等で、トイレ、洗面所の使用制限を周知する
- ・早期退所や業務の継続について、災害対策本部と協議する

## **第9節 通信網の確保**

- ・緊急招集等の職員間の連絡は電話以外の方法を事前に構築しておく
- ・病院との連絡はスマートフォンの利用を優先する

## **第 10 節 消防用設備の作動時の対応**

### **自動火災報知設備の取り扱い**

- ・ 警報音が鳴った場合は受信機で場所を特定し、火災の事実を確認する
- ・ 火災の事実がある場合は 119 番通報するとともに、放送で所内に周知を図り、消火器での初期消火、入所者の避難誘導を行う
- ・ 火災の発生事実がなかった場合は音響を停止し、放送等で火災のなかったことを伝える

(音響の停止方法については、「第 7 章 関連資料 7 自動火災報知設備 音響の停止方法」を参照)

## **第 11 節 患者避難対策**

### **1 避難の決定について**

助産所の避難は災害対策本部が決定し、所長から指示を出す。

ただし被災状況により危険が迫っている場合は、上席の勤務者の判断で病院への避難を開始するとともに、所長に報告する。

分娩中の避難は進行状況により対応する。

### **2 避難方法**

- (1) 水平避難・・・同一階の安全な場所への避難（原則、行わない）
- (2) 垂直避難・・・上下の階への避難（一時的な浸水は 2 階へ）
- (3) 屋外避難・・・屋外駐車場への避難（火災の場合）
- (4) 立ち退き避難・・・病院、総合福祉センター、広域避難所等への避難  
(大型台風、継続的な浸水、土砂災害等の場合)

### **3 避難経路について**

広域避難所等への避難経路は、「避難確保計画」を確認した上で、災害状況に応じた安全と思われる経路で誘導する。

平時から職員は避難口や避難経路を確認し、廊下等には避難の妨げになるものを置かないように心掛ける。

## **第 12 節 トイレの確認**

災害発生後は、トイレ内での負傷者発生の有無を必ず確認する。

## 第5章 分娩中の産婦の避難

### 1 分娩第1期について

- ①ナプキンを多めに当てショーツをはかせて、分娩担当者が付き添い独歩で避難させるが、状況によりストレッチャーか車いすを使用する。
- ②保温の実施。

### 2 分娩第2期について

- ①自身の安全を確保する。
- ②産婦の安全確認、分娩進行状態を把握する。
- ③分娩進行状況を確認し、産婦へ説明をするとともに精神的フォローをする。
- ④分娩室の機能が維持できるかまた二次被害の防止のため、医療機器の確認を行う。
- ⑤胎児を娩出させる。
- ⑥助産所の被害状況を確認し、避難の必要性を判断する。
- ⑦助産所内で待機する場合は、通常どおりに分娩を進める。
- ⑧児は母児標識を確実にを行い、着衣させ保温のため保温ブランケットに包む。
- ⑨児と母は原則として離さないようにする。

### 3 分娩第3期について

- ① 緊急でない限り胎盤剥離兆候がみられるまで観察し胎盤娩出させるが、やむをえない場合は臍帯を臍帯クリップで止血しナプキンを当てショーツをはかせる。
- ②避難はストレッチャーまたは車いすとし、分娩担当者は出生直後の児を抱っこし、産婦に付き添い避難する。
- ③家族が付き添っている場合は、応援を依頼し保温ブランケットで十分に保温し避難する。
- ④院内の決められた避難場所に避難する。

### 4 分娩第4期について

- ①独歩可能な場合は、直ちに児を産婦に渡し分娩担当者が付き添い避難する。
- ②自力で移動できない産婦については、ストレッチャーを使用し、必要に応じ病院に応援依頼を行い搬送する。

## 第6章 アクションシート

ここでは発生確率の高い地震、火災及びを中心に、災害発生初期の基本的行動を示す。その他の災害発生時にも、原則これらの基本行動を基に行動する。

助産所で他に作成してあるマニュアル等はここでは掲載しないが、所内職員全員に周知させ、災害時には効率的な対応ができるよう日頃から見直し等を行い整備することとする。

### 1 市内で大規模災害が発生した場合

- ・職員および患者の受傷、室内の被害の有無を確認する
- ・業務の継続について、災害対策本部で協議する
- ・業務中止の場合、受け入れ先の確保、患者への連絡を行う
- ・災害規模により、助産師の緊急招集の準備及び連絡、勤務体制の再構築を行う

### 2 地震が発生した場合

- ・地震が発生した場合は、落ち着いてまず自身の安全確保に努める
- ・揺れが収まったら、入所者の安全を確かめる
- ・負傷者が発生した場合は、必要な応急処置等を実施する
- ・入所者に正確な情報を提供し、混乱防止に努める
- ・火災の発生、給湯器や水道水の噴出の有無を確認する
- ・被害状況を確認し、看護部長、助産所長に報告する
- ・災害対策本部から避難の指示があった場合は、避難誘導を行う
- ・避難誘導の際は、入所者はレスキューママ（災害用スリング・防災ずきん）を使用し、母子は一緒に避難させる
- ・分娩進行中の方がいるときは、速やかに安全な場所へ避難し分娩場所を確保する
- ・災害対策本部より他部門への応援要請があった場合は、協力体制を取る

### 3 火災が発生した場合

- ・自部署で火災を発見した場合は周囲に知らせ、外来待合室、居室廊下、2階廊下にある直近の発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行い、火災の大小に関わらず、スタッフステーションの自動火災通報ボタンで119番通報を行う
- ・被害状況を確認し、看護部長、助産所長に報告する
- ・火災報知器が作動した場合は、スタッフステーションの受信機で場所を確認する
- ・初期消火ができない場合は、入所者の避難誘導を最優先に行う
- ・避難誘導の際は、入所者はレスキューママ（災害用スリング・防災ずきん）を

使用し、母子は一緒に避難させる

- ・分娩進行中の方がいるときは、速やかに安全な場所へ避難し分娩場所を確保する
- ・小規模火災で急を要しなければ、看護部長の指示を仰ぎ避難の必要を検討する
- ・避難誘導等に助産所職員だけで対応できない場合は、看護部長に協力要請を行う

#### **4 洪水や土砂災害が発生した場合**

- ・助産所南東側の所沢川の水位状況を確認し、危険と思われた場合は看護部長に報告し判断を仰ぎ、病院への避難準備をする
- ・避難が必要と判断されたら、入所者の避難誘導および緊急持ち出し品と医療機器の搬送を行う
- ・避難誘導の際、児の移送は原則コットもしくはレスキューママ（防災ずきんとスリングのセット）を使用し、母子は一緒に避難させる

## 第7章 関連資料

### 1 非常持ち出し物品

| (1) 避難用リュック・・・スタッフ控室 |                  |
|----------------------|------------------|
| 助産録ファイル、USB          | ハードディスク（受付パソコン横） |
| 管理日誌                 | 入所中妊産褥婦カルテ       |
| 入退院簿                 | 10か月の妊婦カルテ       |
| 分娩予約ファイル             |                  |

| (2) 緊急時分娩セット・・・診察室1     |                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------|
| 分娩キット、吸水シート、<br>臍帯剪刀セット | 筆記用具（板、クリアファイル、ボールペン、<br>分娩経過表、児の出生記録、2号用紙） |
| バスタオル 2枚                | ナプキン（M・・・1袋）                                |
| トラウベ、聴診器                | 体温計、血圧計                                     |
| ヘッドランプ、単4電池             | 時計                                          |
| 羊水吸引カテーテル               | ビニール袋                                       |
| 滅菌手袋（サイズ6、6半、7）         | ドップラー、乾電池                                   |
| カイロ                     |                                             |

| (3) 各居室の準備品・・・母の持ち出し         |  |
|------------------------------|--|
| 避難用スリングで児を抱き、防災ずきんをかぶせる      |  |
| 懐中電灯を持ち、居室に移動してある入所者の靴を履いて避難 |  |
| それぞれの貴重品を持参                  |  |

| (4) 災害用備蓄品・・・次項参照 |  |
|-------------------|--|
| 調乳セット             |  |
| おむつ               |  |
| 悪露ナプキン等           |  |



## 2 災害対策備蓄品

| (1) 食料                             |                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 水 (長期保存水) | <input type="checkbox"/> 貯水タンク (飲水用) |
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク 5本   | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 5本      |
| <input type="checkbox"/> 乳首 5本     | <input type="checkbox"/> 電気ポット       |
| <input type="checkbox"/> 消毒用ミルトン   |                                      |

\* 非常食・飲料水は市民病院で備蓄しており、助産所としての使用も可能。

| (2) 保温                                   |                                           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 毛布              | <input type="checkbox"/> 電気アンカ、湯たんぽ       |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ 2箱(60袋) | <input type="checkbox"/> 電気ストーブ           |
| <input type="checkbox"/> 電気毛布 (リネン室)     | <input type="checkbox"/> 衣類 (母親、新生児、スタッフ) |

| (3) 清潔                          |                                              |
|---------------------------------|----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 悪露ナプキン | <input type="checkbox"/> 手指刷り込み式消毒液          |
| <input type="checkbox"/> 紙おむつ   | <input type="checkbox"/> 給水用タンク (手洗い用)       |
| <input type="checkbox"/> ディスポ手袋 | <input type="checkbox"/> 携帯用トイレ固めるキューブ、ビニール袋 |

\* ボディシート、ドライシャンプーは市民病院で備蓄あり。

| (4) その他                                          |                                                      |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、箸               | <input type="checkbox"/> 紙タオル                        |
| <input type="checkbox"/> サランラップ                  | <input type="checkbox"/> バスタオル 2枚                    |
| <input type="checkbox"/> 古新聞紙                    | <input type="checkbox"/> ピンクフェイスタオル 10枚程度            |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 (大2個)、<br>単一乾電池 8本 | <input type="checkbox"/> ポップアップテント<br>(避難所での授乳用、お産用) |
| <input type="checkbox"/> はさみ                     | <input type="checkbox"/> 敷物 (ベッドパッド、ござ)              |

### 3 被害状況報告書（職場点検チェック表）

| 助産所とうみ                 |                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------|
| 報告日                    | 年                      月                      日 |
| 報告者                    |                                                 |
| 主な被害状況                 |                                                 |
| 火災                     | 無 ・ 有 (                      )                  |
| 壁床の破損                  | 無 ・ 有 (                      )                  |
| 天井崩落                   | 無 ・ 有 (                      )                  |
| ガラス破損                  | 無 ・ 有 (                      )                  |
| 家具の転倒                  | 無 ・ 有 (                      )                  |
| 医療機器の倒壊                | 無 ・ 有 (                      )                  |
| * 被害がある場合は、( )内に具体的に記載 |                                                 |
| 電気                     | 通電 ・ 停電 ・ 自家発電(赤コンセントのみ通電)                      |
| 酸素 ポンベ                 | 使用可 ・ 使用不可 ・ 漏れ(                      )         |
| 酸素 中央配管                | 使用可 ・ 使用不可 ・ 漏れ(                      )         |
| 吸引 携帯                  | 使用可 ・ 使用不可                                      |
| 吸引 中央配管                | 使用可 ・ 使用不可                                      |
| 水道                     | 通水 ・ 断水 ・ 漏水(                      )            |
| トイレ                    | 使用可 ・ 使用不可                                      |
| 電話回線                   | 使用可能 ・ 不通 ・ (                      )            |

#### 4 被害状況報告書（負傷者記録）

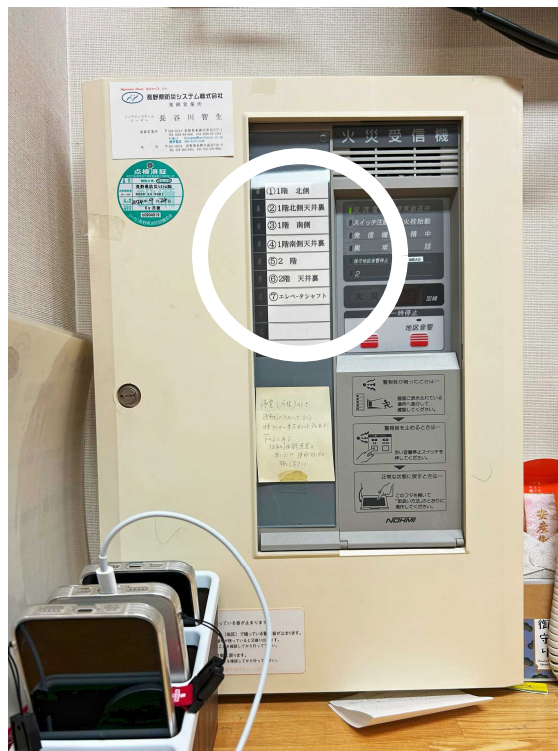
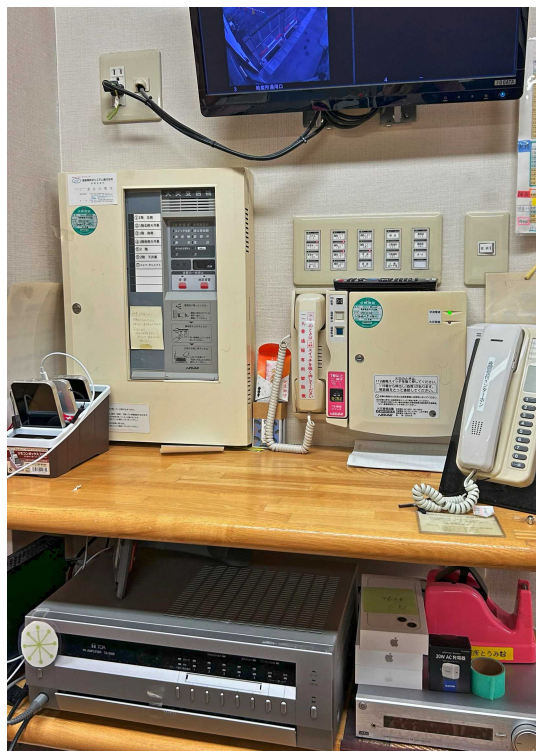
| 助産所とうみ    |                                                 |   |
|-----------|-------------------------------------------------|---|
| 報告日       | 年                      月                      日 |   |
| 報告者       |                                                 |   |
| 主な負傷者発生状況 |                                                 |   |
| 妊産褥婦・家族等  | 軽症                                              | 名 |
|           | 中等症                                             | 名 |
|           | 重症                                              | 名 |
|           | 死亡                                              | 名 |
|           | 行方不明                                            | 名 |
| 職員        | 軽症                                              | 名 |
|           | 中等症                                             | 名 |
|           | 重症                                              | 名 |
|           | 死亡                                              | 名 |
|           | 行方不明                                            | 名 |
|           | 現在の勤務者数                                         | 名 |

## 5 自動火災報知設備 火災発生場所の確認

出火個所の確認は、ステーション内の受信機で行う。

受信機で場所を特定し、その場所で火災の事実があるか確認する。

### ・ステーション内受信機



- ・火災の事実がない場合は、「」の手順で音響を止める。  
所長への連絡と、入所者への状況説明。

## 6 消防への通報

- ・ステーション内、受信機横の通報装置の赤い部分のボタン押す



- ・夜間等で、ステーションから離れた場所で119番通報する場合  
院内スマホで「0119」発信すると消防の通信指令室（119番）につながりますので、問い合わせに答える形で通報する。  
通信指令室では自動的に発信位置情報が表示される。

## 7 自動火災報知設備 音響の停止方法

### (1) 音響の停止

音響の停止は、スタッフステーションの「火災受信機」でで停止する



- ・①の「音響」ボタンを押す
- ・②の前扉を下に開ける
- ・③の「復旧」ボタンを押す

＊ ＊ 改正経過 ＊ ＊

令和 6 年 12 月 東御市民病院医療事務部医療安全管理係 作成